

## 柏市下水道類似施設改修等助成金交付取扱要領

制定 平成 4年 4月 1日

施行 平成 4年 4月 1日

### 1 趣旨

この要領は、柏市下水道類似施設改修等助成金交付要綱（平成4年4月1日制定）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 助成の対象期間及び申請時期

助成金の交付の対象期間は、申請しようとする事業の実施年度とし、助成金の交付を受けようとする者は、事前に要綱第5条に基づく申請を行い、交付の決定を受けた後、事業を実施するものとする。

### 3 実地確認

要綱第7条の実績報告があったときは、実績報告書の添付書類である下水道類似施設の改築又は修繕等に係る契約書の写し、領収書の写し、実施状況を明らかにする写真その他の資料等により内容の確認を行い、必要があると認められる場合には実地確認を行うものとする。

### 4 助成金の額及び交付

要綱第4条に規定する助成金の額は千円未満を切り捨てて得られた額とし、その交付は口座振込により行うものとする。

### 5 助成金の不交付

要綱第7条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定するもののないものは、助成金を交付しない。ただし、契約書に代わるものの写しがあるものは、この限りでない。

### 6 報告義務

助成金の交付を受けた組合等は、総会に助成金交付の報告を行い、会計報告の写しを市長に提出するものとする。

### 7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成６年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成７年２月１５日から施行する。

附 則

この要領は、平成１０年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ 改正後、平成２４年１月から３月末日までに実施した事業について申請があった場合において、改正前の要綱に規定されている要件を満たし、助成を受けることができる者と判断された場合における事務手続きについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成２５年４月１日から施行する。